平成２１年（フ）第３３号
三重県北牟婁郡紀北町海山区相賀201番地117
債務者　貴田　珠代
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第３４号
三重県熊野市紀和町大栗須41番地
債務者　中村　　恵
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第３７号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島1376番地、前住所三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島1959番地12
債務者　奥村　正文
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第２２６号
香川県高松市林町1366番地１　レオパレスラスリーズ111号室
債務者　平田　　寛
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２３８号
香川県さぬき市長尾東491番地
債務者　鎌野　光伸
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４７号
香川県観音寺市有明町４番11号
債務者　谷脇　　貢
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第２１０号
沖縄県那覇市古波蔵３丁目４番３―1304号
県営古波蔵第３市街地住宅
債務者　山中　とみ
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２５号
山形県鶴岡市温海戊645番地46
債務者　佐藤　辰美
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第９３号
山形県鶴岡市本町１丁目３番14号
債務者　中村美智代
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第９４号
山形県鶴岡市本町１丁目３番14号
債務者　中村　孝則
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第９５号
山形県鶴岡市本町１丁目３番14号
債務者　中村　千恵
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第９８号
山形県鶴岡市茅原字西茅原12番地８　レオパレスルミエール209号
債務者　菊地　　恵
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１０２号
山形県鶴岡市西新斎町７番55号
債務者　林　　六郎
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第４６号
新潟県村上市泉町７番６号
債務者　冨樫　文行
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第３１６号
愛知県一宮市中島通５丁目５番地
債務者　兼崎　　大
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３１７号
愛知県一宮市中島通５丁目５番地
債務者　兼崎　育代
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１０４１号
京都市下京区西七条比輪田町37―１　パインフィールド七条404号室、住民票上の住所京都市北区西賀茂鹿ノ下町76番地
債務者　川中　美甫
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０４６号
京都市伏見区深草鞍ケ谷43番地２　ネオハイツ203
債務者　西村　佳子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係